

事業者の皆様へ

事業ごみ処理ガイド

～事業ごみの適正処理について～



鉾子市

発行 令和3年3月

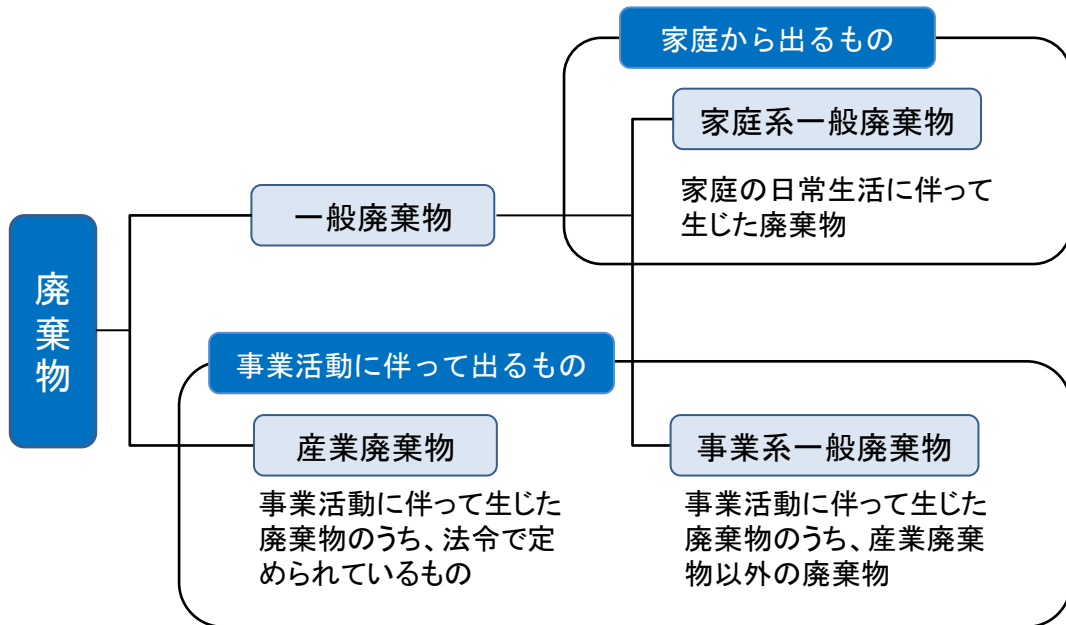
編集 鉾子市生活環境課

〒288-8601 鉾子市若宮町1番地の1

Tel 0479-24-8764(直通) Fax 0479-25-7502

1 事業ごみ(廃棄物)とは？

ごみ(廃棄物)には家庭の日常生活から出るものと店舗や事業所などの事業活動に伴って出るものがあります。法律では、廃棄物を次のように区分しています。



2 廃棄物に関する法律及び条例

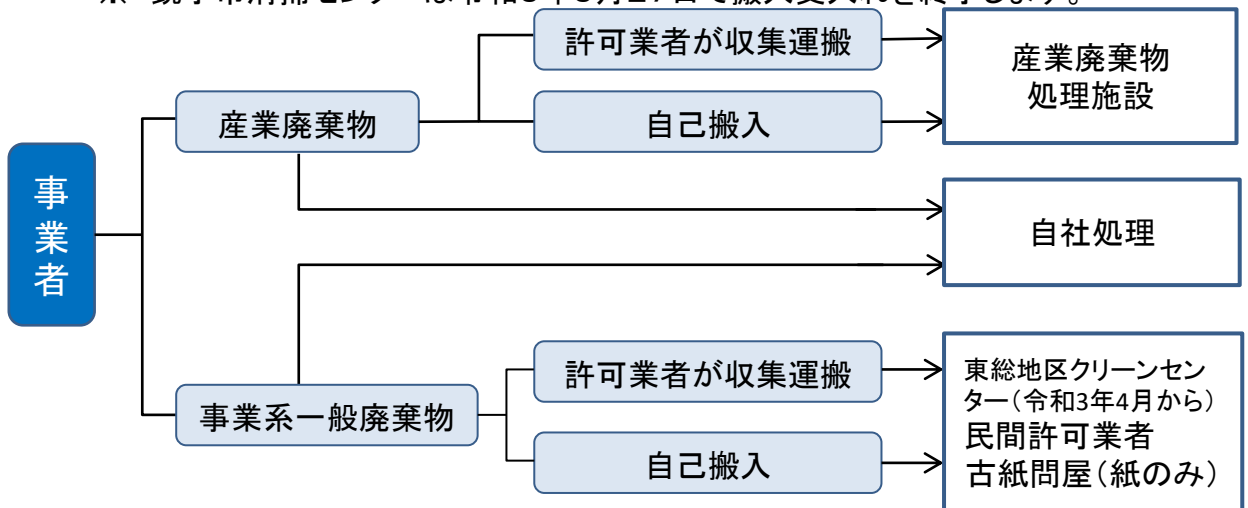
法律：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

条例：銚子市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

3 事業ごみの処理の流れ

事業活動に伴って出る廃棄物は、業種や廃棄物の材質により、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分されます。廃棄物は、次のような流れで処理されます。

※ 銚子市清掃センターは令和3年3月27日で搬入受入れを終了します。



4 事業ごみを処理する際の注意点

家庭ごみの集積所に事業ごみは出せません！

○廃棄物の**不法投棄**や**焼却(野焼き)**は**法律で禁止**されています。

○事業ごみを家庭ごみの集積所に出した場合は**不法投棄**とみなされます。

不法投棄の罰則

不法投棄は、法律の違反行為となり、法第25条により以下の罰則が課せられます。

●**5年以下の懲役**

●**1,000万円以下の罰金**
(法人は3億円まで加重)

住居と店舗が一緒の場合

住居と店舗・事務所等の事業所が同一の建物であっても、事業ごみは家庭ごみのステーションには出せません。各々分別し適正に処理してください。

住居

家庭ごみ

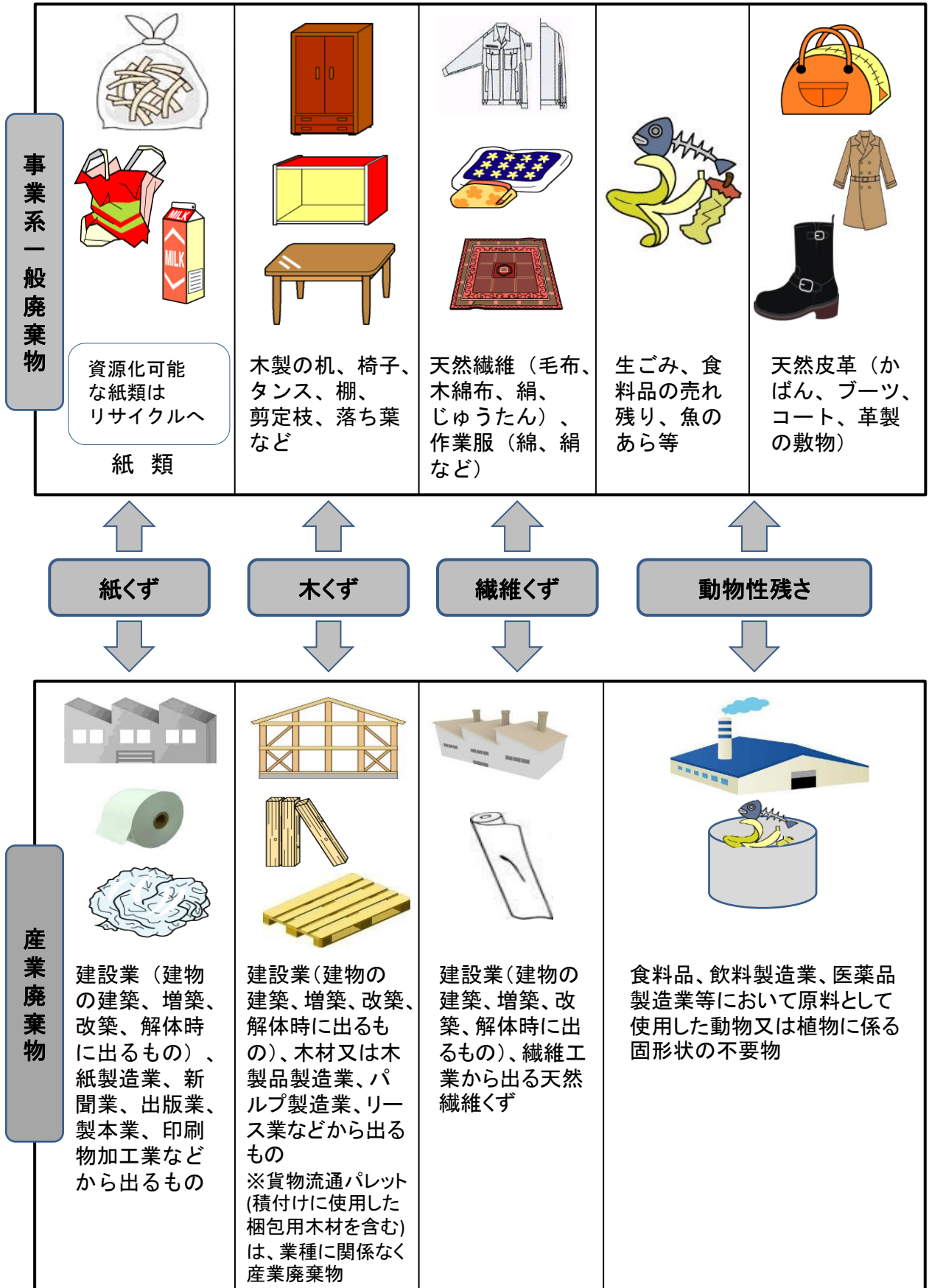
店舗

事業ごみ

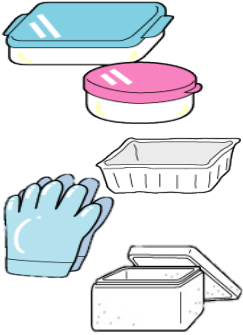
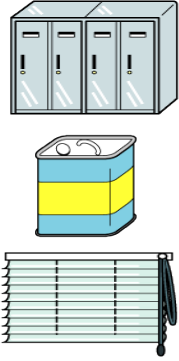
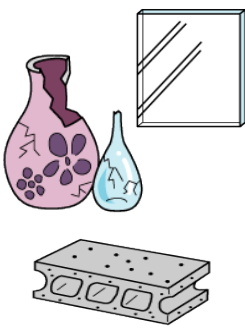

資源ごみは可能な限りリサイクルしてください

古紙類	東総地区クリーンセンター(令和3年4月から)に搬入するか古紙問屋などの資源物引取業者に回収を委託する
(新聞・雑誌・ダンボール・OA用紙など)	※シュレッダーくずについて、古紙として資源物引取業者に引き取ってもらえる場合がありますので、確認しましょう
木くず・刈草等	リサイクル施設(市許可施設)でリサイクルする
(剪定枝・幹・伐採根・刈草など)	受入施設 フジグリーンセンター 銚子市森戸町1771番地 ☎0479-21-6224

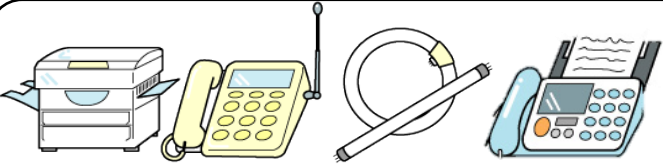
5 事業ごみの分け方・出し方



事業活動に伴って排出される次の廃棄物は産業廃棄物です

廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	その他
 <p>発泡スチロール、PPバンド、食品トレイ、ラップ類、点滴パック、チューブ、断熱材、合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ等の合成高分子化合物等</p>	 <p>鉄鋼・非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず、金属製品(机、ロッカー、窓枠等)、金網等</p>	 <p>廃ガラス類(板ガラス等)、コンクリートくず、レンガくず、廃石膏ボード、陶磁器くず等</p>	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体</p> <p>※ただし、動物系固形不要物は、と畜場、食鳥処理場から排出されるもの、動物のふん尿及び動物の死体は畜産農業から排出されるものが産業廃棄物です。</p> 

その他複数の素材でできた物も産業廃棄物です



コピー機、FAX機、CD、DVDプレーヤー、照明機器、乾電池、充電式電池、プリンター、電気コード、蛍光灯、小型家電製品、電話機等

6 産業廃棄物の処理について

産業廃棄物処理業の許可業者については、次の官公署などにお問い合わせください。

○許可内容の確認

千葉県環境生活部廃棄物指導課
産業廃棄物指導室

☎ 043-223-2655 (中間処理)
☎ 043-223-2697 (最終処分)
☎ 043-223-2647 (収集運搬)

○処理業者の紹介

一般社団法人千葉県産業資源循環協会 ☎ 043-239-9920